

令和5(2023)年度 第2回みよし市下水道事業経営審議会 次第

日時：令和5(2023)年12月25日(月)

午前10時30分から

場所：市役所3階 研修室4・5

1 開会

2 議事

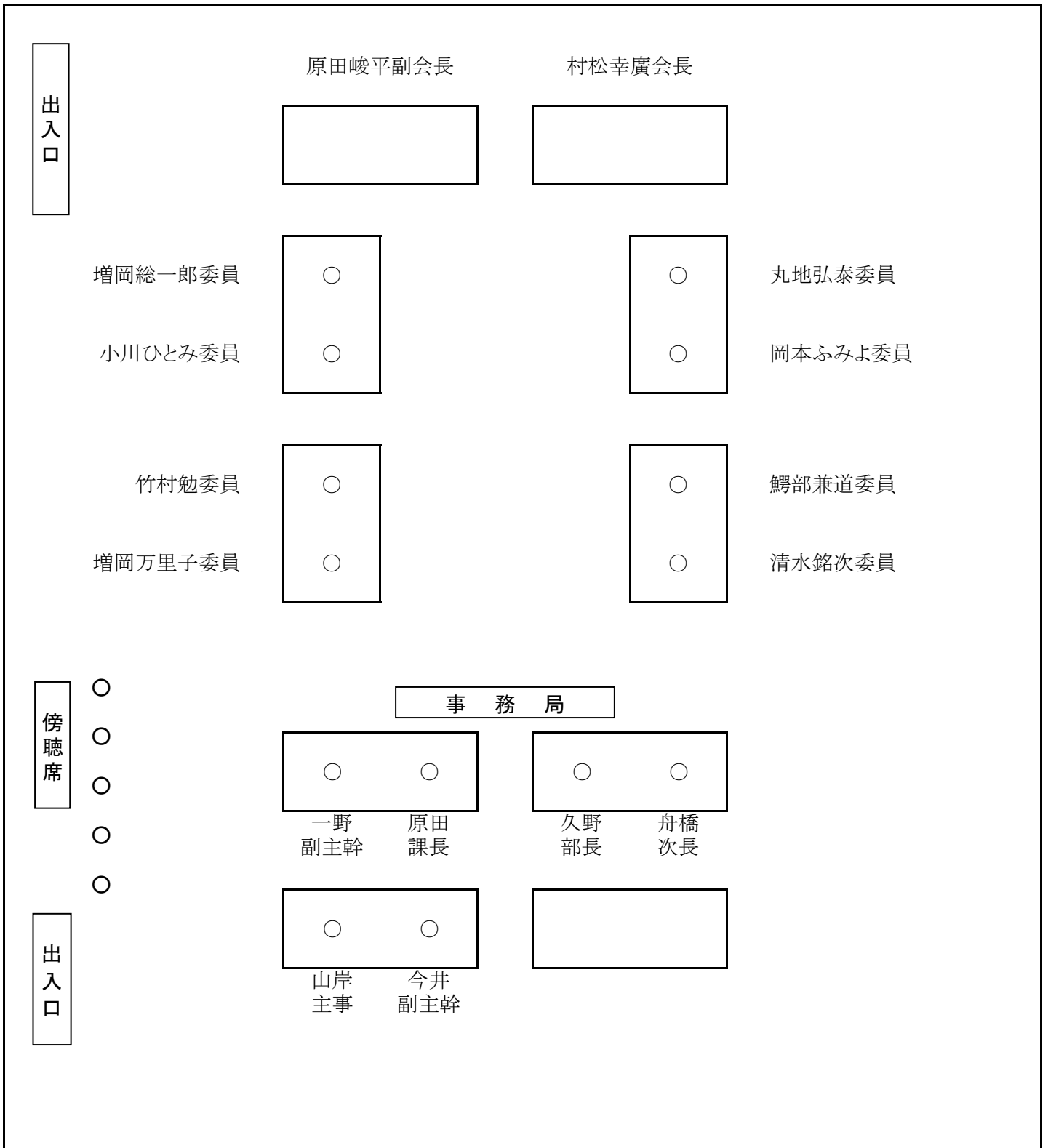
- (1) 前回の審議会の内容について
- (2) 将来推計について
- (3) 使用料改定率について
- (4) 使用料改定後の推計について

3 その他

4 閉会

令和5(2023)年度第2回みよし市下水道事業経営審議会 席次表

令和5(2023)年12月25日(月) 午前10時30分から
みよし市役所3階 研修室4・5



令和5（2023）年度
みよし市下水道事業経営審議会
第2回



令和5（2023）年12月25日（月）

目次

1. 前回の審議会の内容について

2. 将来推計について

3. 使用料改定率について

4. 使用料改定後の推計について

1. 前回の審議会の内容について

使用料改定の必要性(1/2) (第1回審議会資料より)

第1回の審議会では、使用料改定の必要性について説明しました

国土交通省公表

「社会資本整備総合交付金等における重点配分の考え方」

社会資本整備総合交付金（下水道事業）

- ・ アクションプランに基づく下水道未復旧対策事業
- ・ PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、**広域化**・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業



みよし市は広域化を実施するため、重点配分の対象となる

使用料改定の必要性(2/2) (第1回審議会資料より)

国土交通省公表

「社会資本整備総合交付金等における重点配分の考え方」

社会資本整備総合交付金（下水道事業）

(注) 公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする

- ・ 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合
- ・ 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ**15年以上使用料改定を行っていない場合**



みよし市の使用料改定は平成15年であり、既に15年以上経過していることから、交付金を受け取るためには、使用料改定が必須である

類似団体との比較（1/3）（第1回審議会資料より）

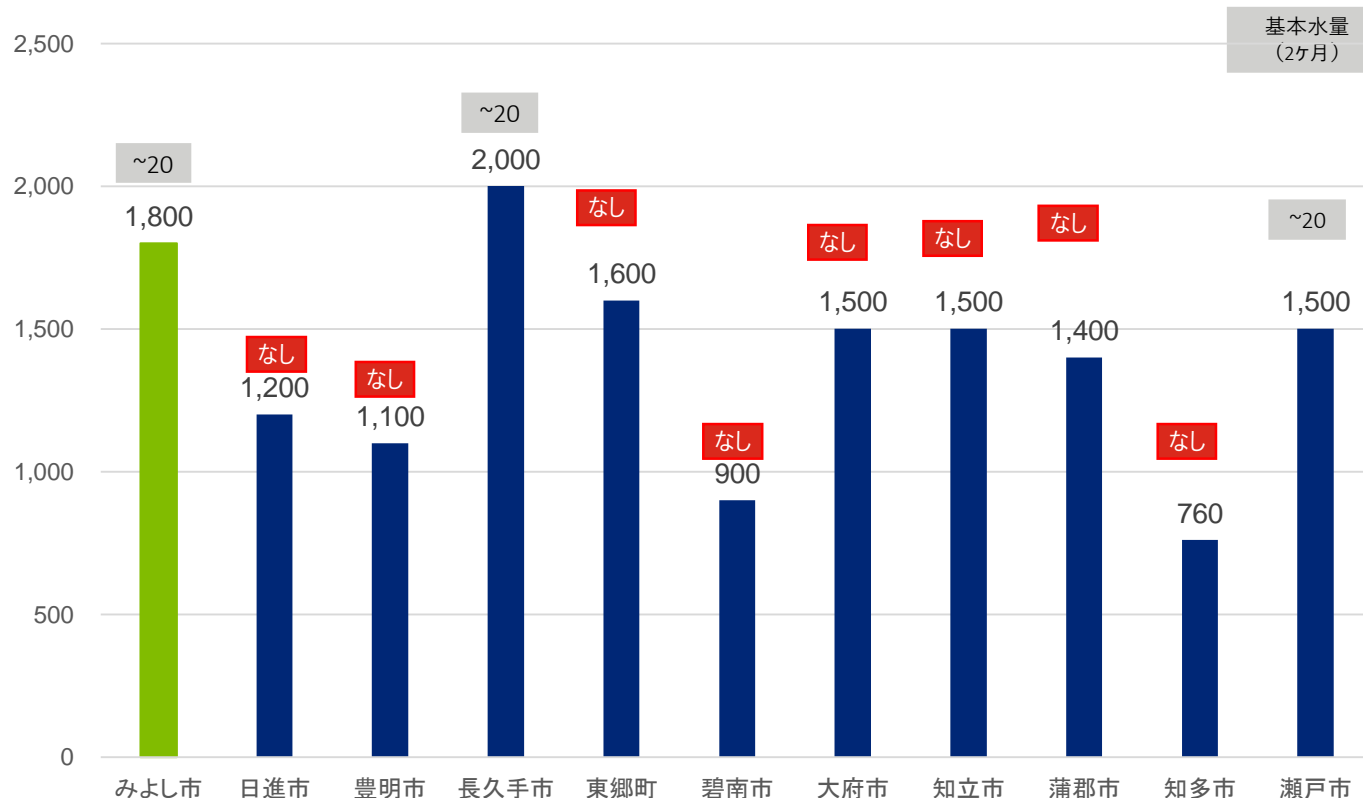
基本使用料は、基本水量を導入していることから、類似団体の中では高い水準であることを説明しました

基本使用料の比較

- ✓ 類似団体の基本使用料を比較しました
- ✓ みよし市の下水道基本使用料は2カ月あたり 1,800 円（税抜）で、基本水量を導入しているため、類似団体と比較すると高い水準です

【下水道基本使用料】

（2ヶ月分、税抜き、単位：円）



類似団体との比較（2/3）（第1回審議会資料より）

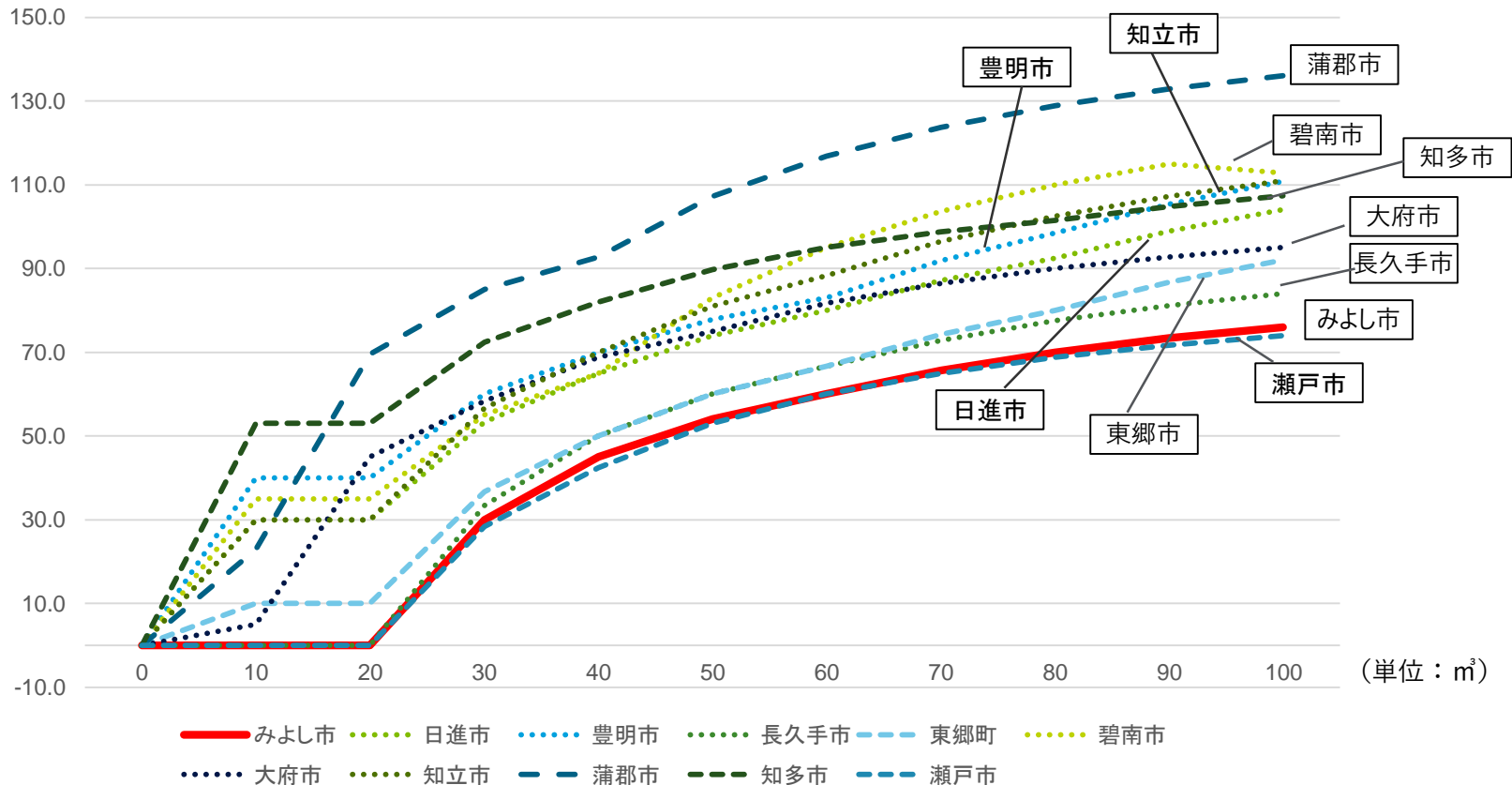
従量使用料単価は、類似団体の中で、2番目に低い水準であることを説明しました

従量使用料単価の比較

- ✓ 使用水量ごとの従量使用料単価について、類似団体と比較しました
- ✓ みよし市は、どの使用水量区分においても、瀬戸市に次いで2番目に低い水準となっています

【下水道従量使用料単価】

(税抜き、単位：円)



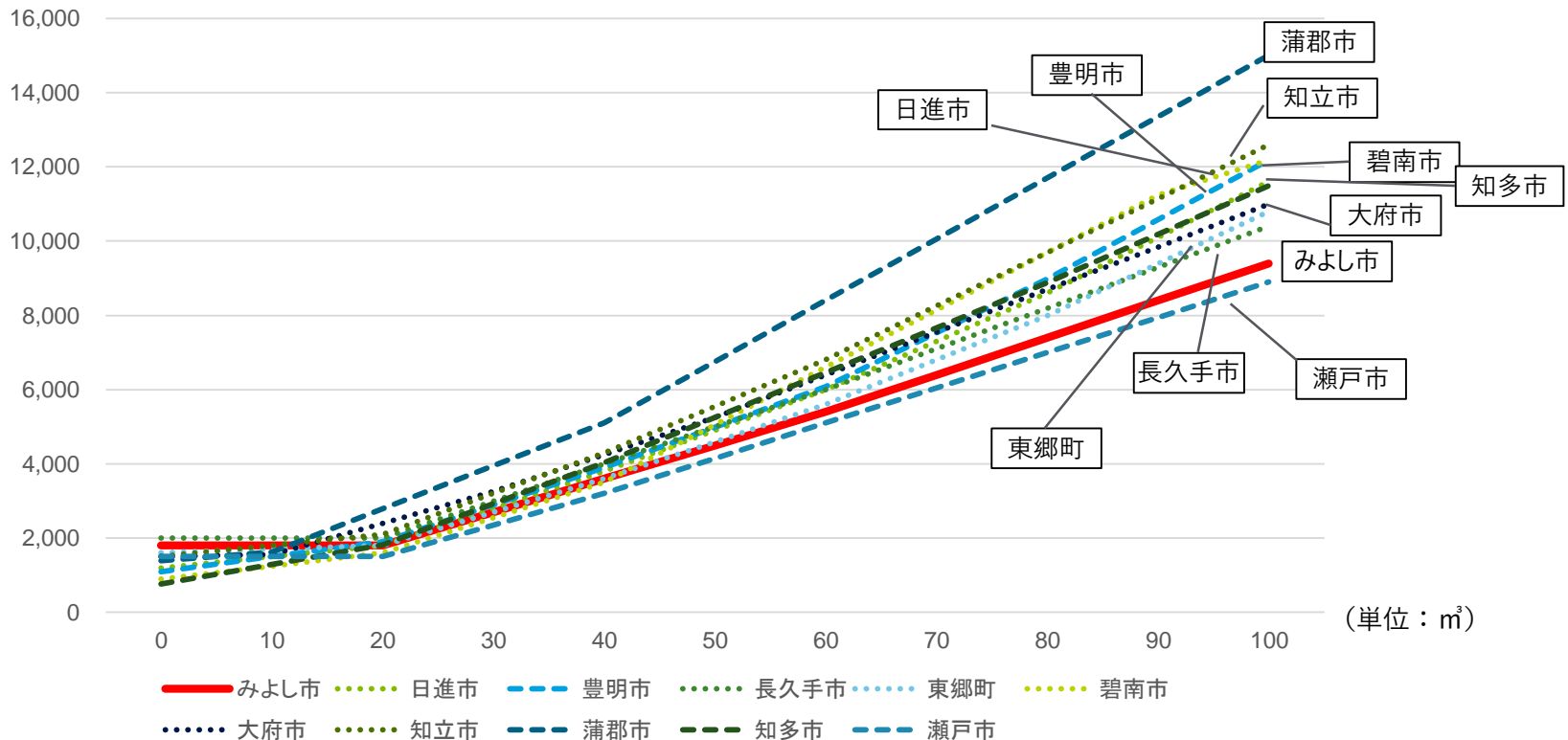
類似団体との比較（3/3）（第1回審議会資料より）

下水道使用料は、 20m^3 以上では2番目に低い水準となっていることを説明しました

下水道使用料全体の比較

- ✓ 2カ月分の下水道使用料（税抜）の総額を類似団体と比較しました
- ✓ みよし市の下水道使用料は、 20m^3 以上では2番目に低い水準となり、使用水量が多くなるほど、類似団体の使用料との乖離が大きくなります

（2ヶ月分、税抜き、単位：円）



第2回審議会の内容

第2回では、投資計画と、目標に必要な財源試算についてご提示します

第1回審議会

- 使用料改定の必要性
- 現状の説明（類似団体との比較）

第2回審議会

- 現在の投資計画に基づくシミュレーションの提示
- 指標目標（使用料単価150円/m³、経費回収率100%）に必要な財源試算の提示

第3回審議会

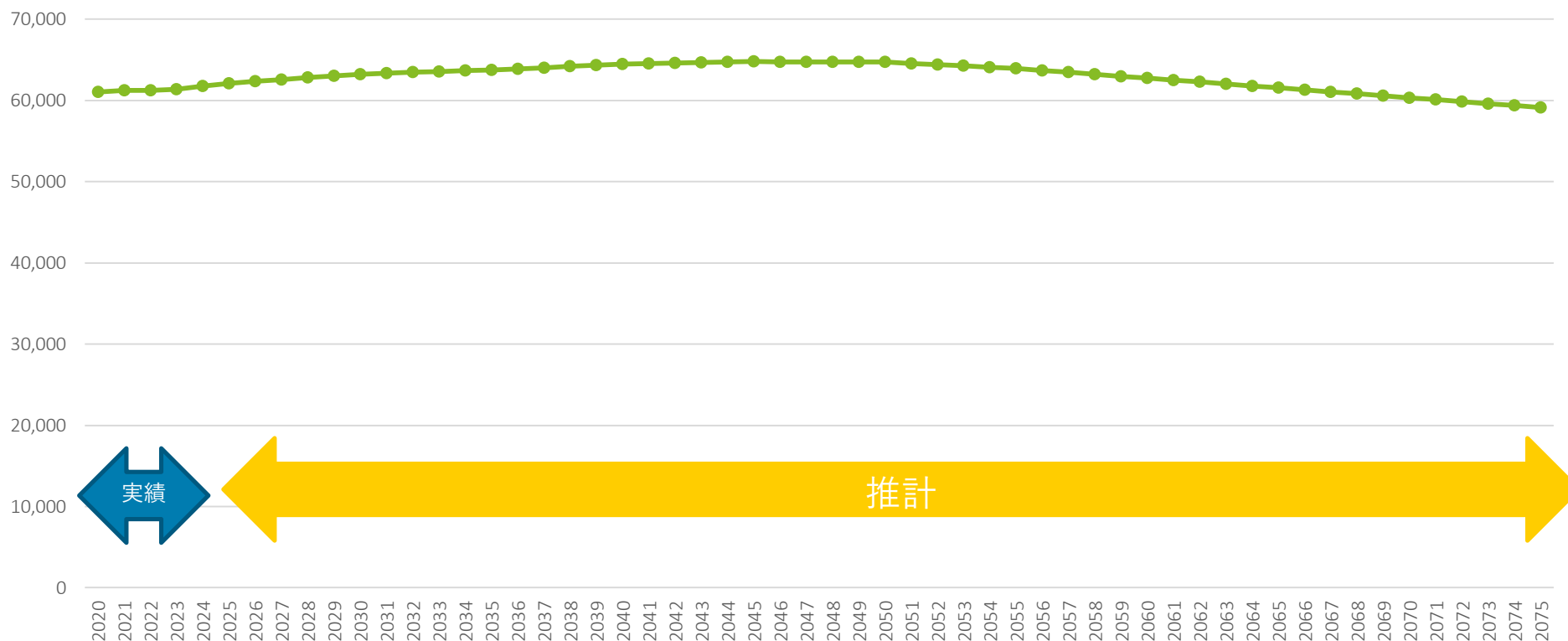
- 使用料体系の提示

2. 将来推計について (使用料改定をしない場合)

人口について

令和20(2038)年に65,000人を目指す「第2期みよし市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（2021年3月）をもとに人口推計を行っています

人口推計



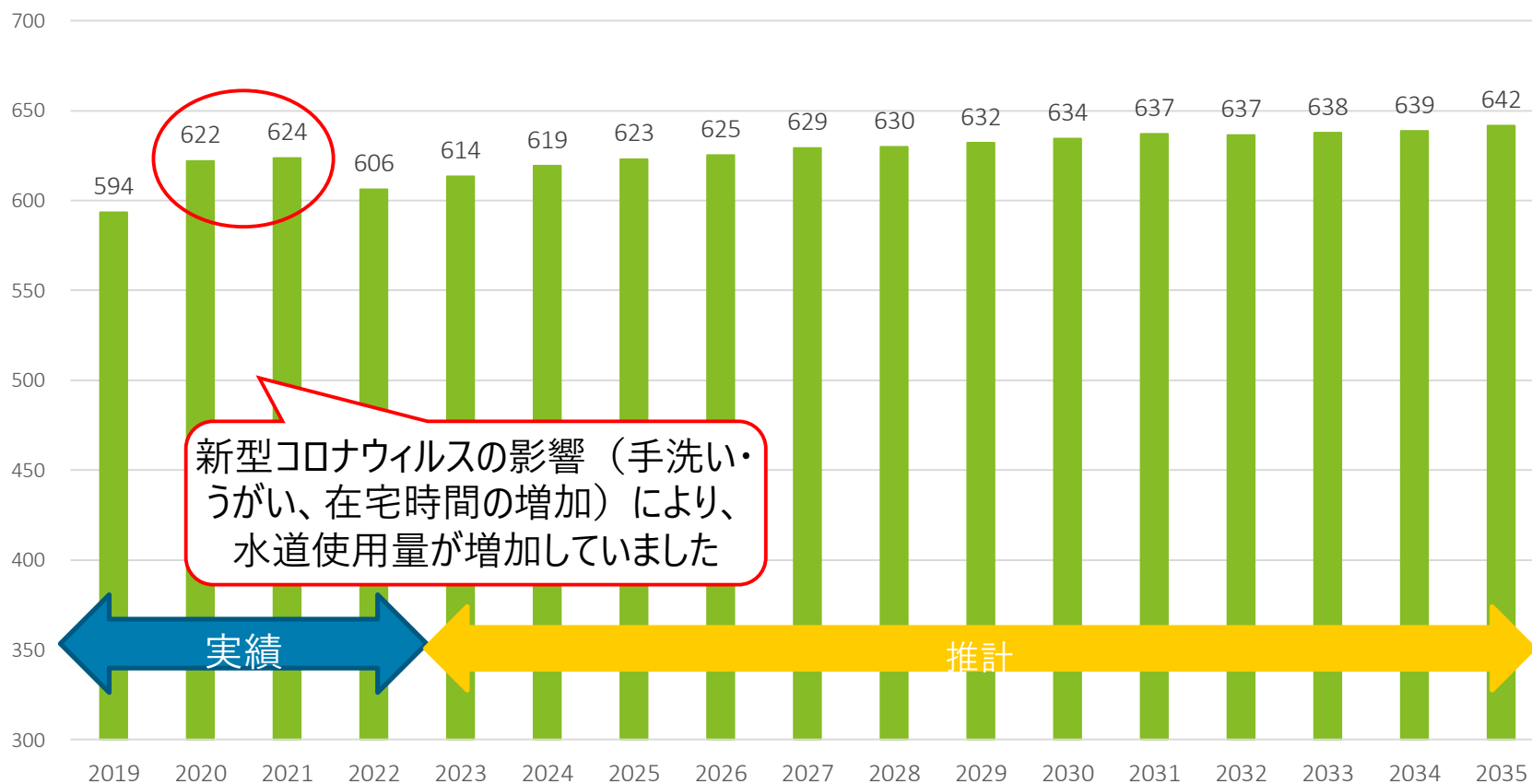
下水道の普及率は99.8%のため、処理区内人口も同様の動きとなります

有収水量について

今後10年間は人口の増加に伴い、有収水量も微増することを見込んでいます

下水道使用水量（有収水量）の推移

（単位：百万m³）



新型コロナウイルスの影響（手洗い・うがい、在宅時間の増加）により、水道使用量が増加していました

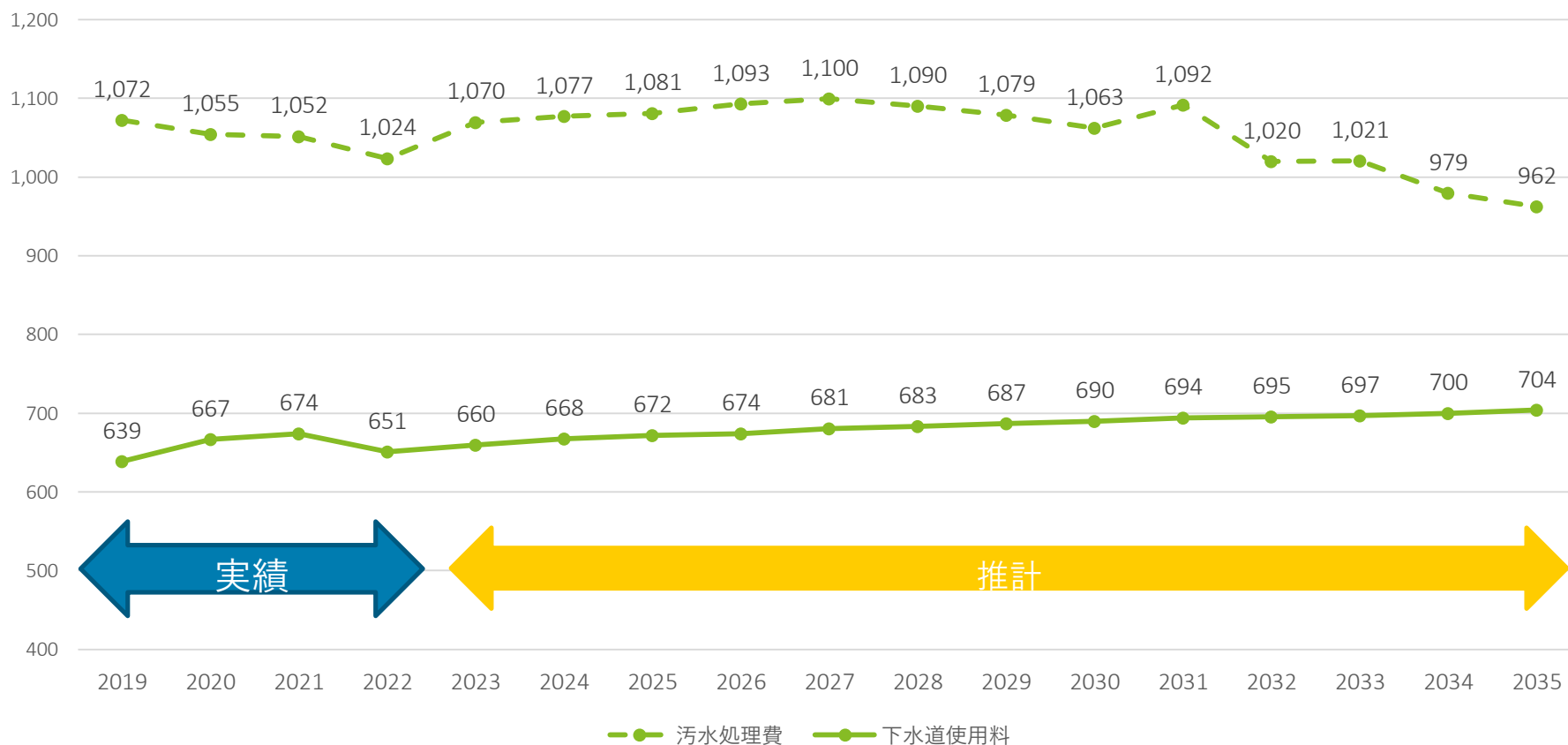
実績

推計

使用料収入について

経費削減等により汚水処理費は減少傾向にあります。使用料改定を行わない場合、使用料収入が汚水処理費を上回ることはないと推計されます。

使用料収入と汚水処理費の推移 (単位：百万円)

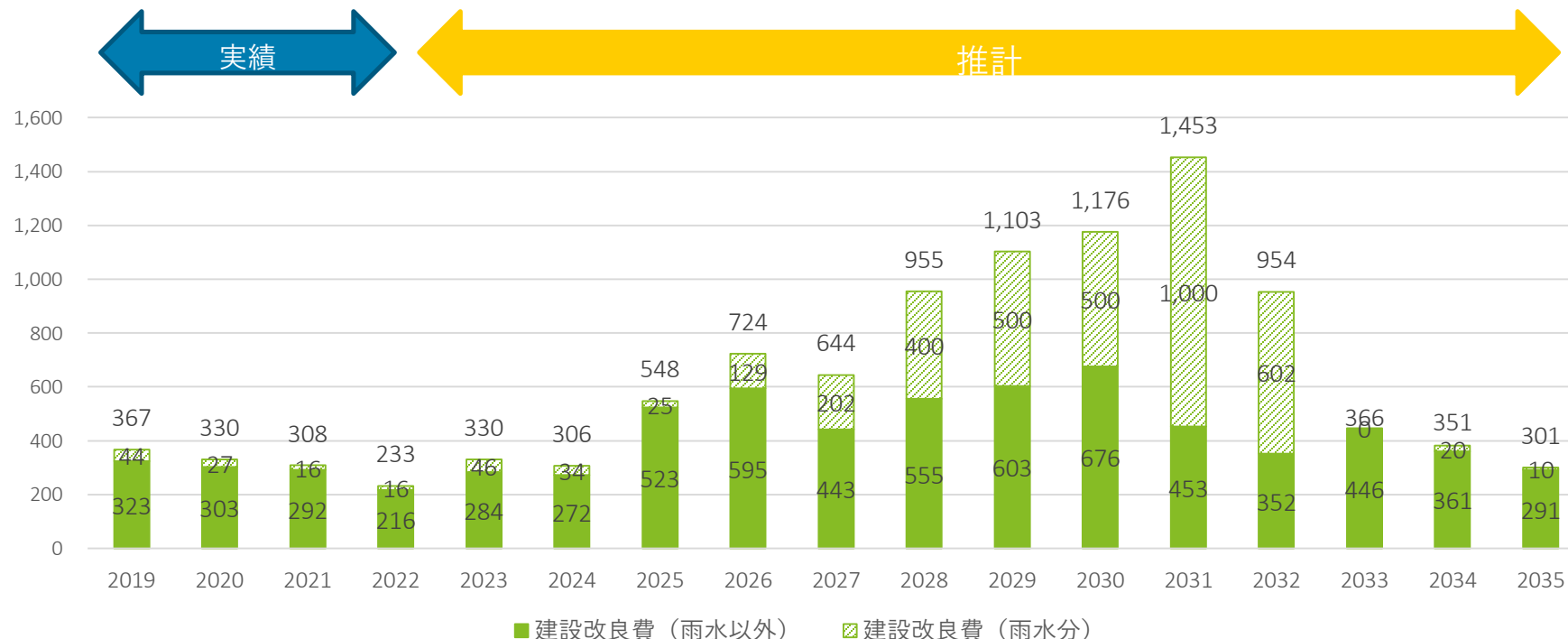


投資（建設改良費）について

管路の更新や西一色ポンプ場の整備により、令和5(2023)年度から令和17(2035)年度までの建設改良費は**約93億円**（雨水以外約58億円）を見込んでいます

建設改良費の推移

（単位：百万円）

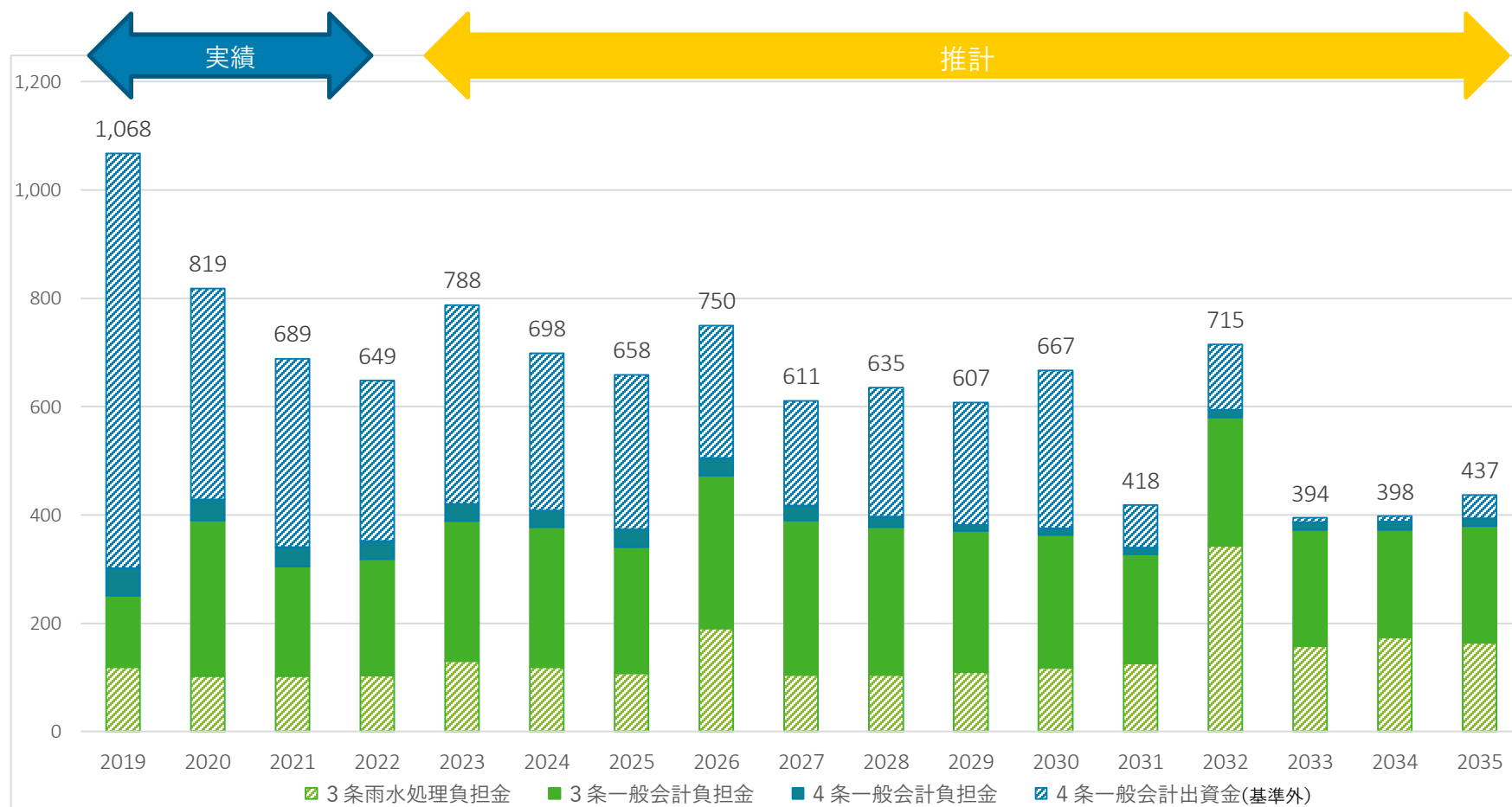


繰入金について

繰入金は減少傾向となりますが、使用料改定をしない場合、令和17(2035)年度においても基準外繰入金が発生する見込みです

繰入金の推移

(単位：百万円)



3. 使用料改定率について

使用料改定の目標

国からの要望

- ・汚水処理原価150円/m³までは使用料で賄う必要がある（使用料単価150円/m³）
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップの提出（経費回収率100%）
- ・社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには使用料改定が必要である
（R 7以降、使用料単価150円/m³未満、かつ経費回収率80%未満、かつ15年以上使用料改定がない市町村は交付対象外）

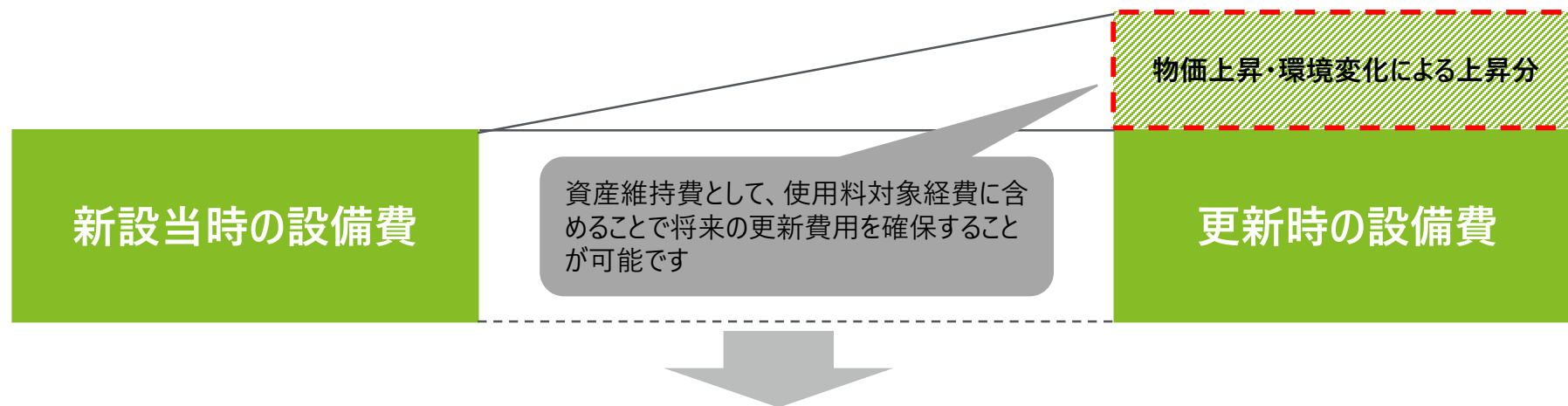


使用料単価150円/m³、経費回収率100%を目標に
使用料改定を行う必要があります

資産維持費について

資産維持費

資産維持費とは、将来の物価上昇や環境変化により更新費用の増大が見込まれる場合、既存設備を維持しサービスを継続していくために必要な費用となります



みよし市では、污水处理費を使用料収入で賄っていない（経費回収率が100%未満）ため、まずは污水处理費を使用料収入で賄うことを優先します

そのため、将来の固定資産の更新費用のために積み立てることを目的とした
資産維持費については、今回は使用料算定のための原価に含めないこととします

必要改定率

みよし市では、使用料単価150円/m³、経費回収率100%を達成するには、**全体として約37%の改定が必要**です

近年の使用料改定例

自治体名	改定内容		平均改定率 (初回改定前比)	改定後の目標 使用料単価
	基本料金 (2ヶ月分)	従量料金 (1 m ³ あたり)		
知立市 (1回目) R5(2023).4.1~	1,400円→1,500円	全区分で約30%値上げ	約26%	125円/m ³
知立市 (2回目)	令和10(2028)年度に改定予定		約20(26)%	150円/m ³
春日井市 (1回目) R3(2021).3.1~	850円→950円	各区分10~50円値上げ	約30%	130円/m ³
春日井市 (2回目) R4(2022).3.1~	950円→1,100円	各区分10~20円値上げ	約15(20)%	150円/m ³
半田市 (1回目) R5(2023) .4.1~	900円→1,200円	各区分10~20円値上げ	約20%	137円/m ³
半田市 (2回目)	令和8(2026)年度以降に改定予定		約10(11)%	150円/m ³

使用料改定案

使用料の改定は、経営戦略の計画期間である令和17(2035)年度までに、3回（あるいは2回）に分けて実施する予定です

使用料改定案（＝初回改定前比）

	第1回 R7(2025)年度予定	第2回 R12(2030)年度予定	第3回 R17(2035)年度予定
改定案①	10%	10%	17%
改定案②	5%	10%	22%
改定案③	20%	10%	7%
改定案④	20%	17%	—

第3回の使用料改定につきましては、第2回までの使用料改定の結果を反映し、「使用料単価150円/m³、経費回収率100%」の達成に不足する分の改定を予定しています

使用料改定後の参考料金

料金①（2か月で20m³使用した場合）

※（+○）は改定前との差額

	改定前	第1回	第2回	第3回
改定案①	1,980円	2,178円 (+198)	2,376円 (+396)	2,712円 (+732)
改定案②		2,079円 (+99)	2,277円 (+297)	
改定案③		2,376円 (+396)	2,574円 (+594)	
改定案④		2,376円 (+396)	2,712円 (+732)	—

料金②（2か月で40m³使用した場合）

	改定前	第1回	第2回	第3回
改定案①	3,960円	4,356円 (+396)	4,752円 (+792)	5,425円 (+1,465)
改定案②		4,158円 (+198)	4,554円 (+594)	
改定案③		4,752円 (+792)	5,148円 (+1,188)	
改定案④		4,752円 (+792)	5,425円 (+1,465)	—

※現在の使用料体系に各平均改定率を掛けて算出しています

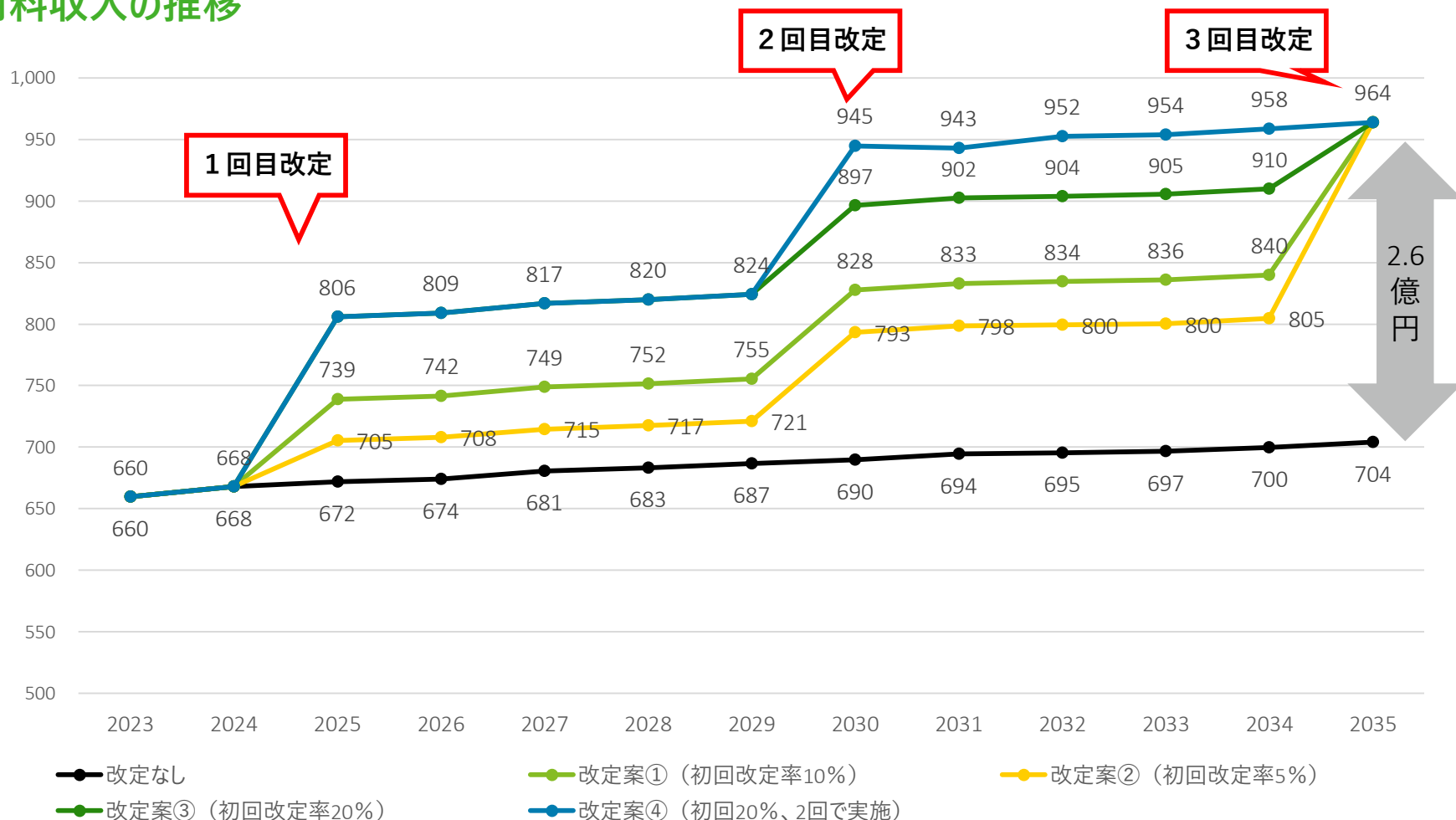
4. 使用料改定後の推計について

使用料収入について

令和17(2035)年度において、使用料改定しない場合との差は、単年度で2.6億円を見込んでいます

使用料収入の推移

(単位：百万円)

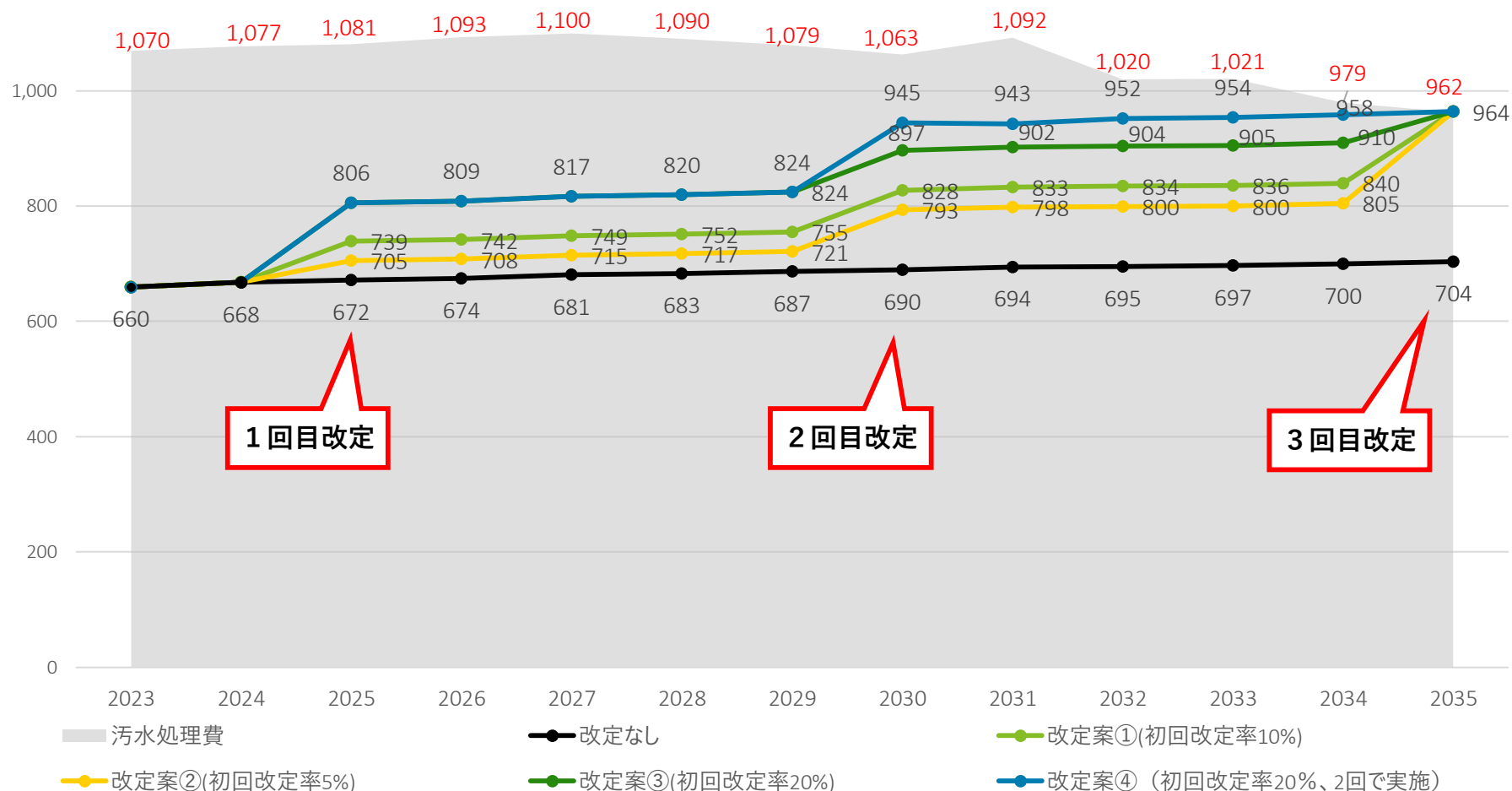


使用料収入と汚水処理費について

令和17(2035)年度までの各改定率に基づいた使用料収入と汚水処理費の関係は以下のとおりです

使用料収入と汚水処理費の推移

赤字は汚水処理費 (単位：百万円)

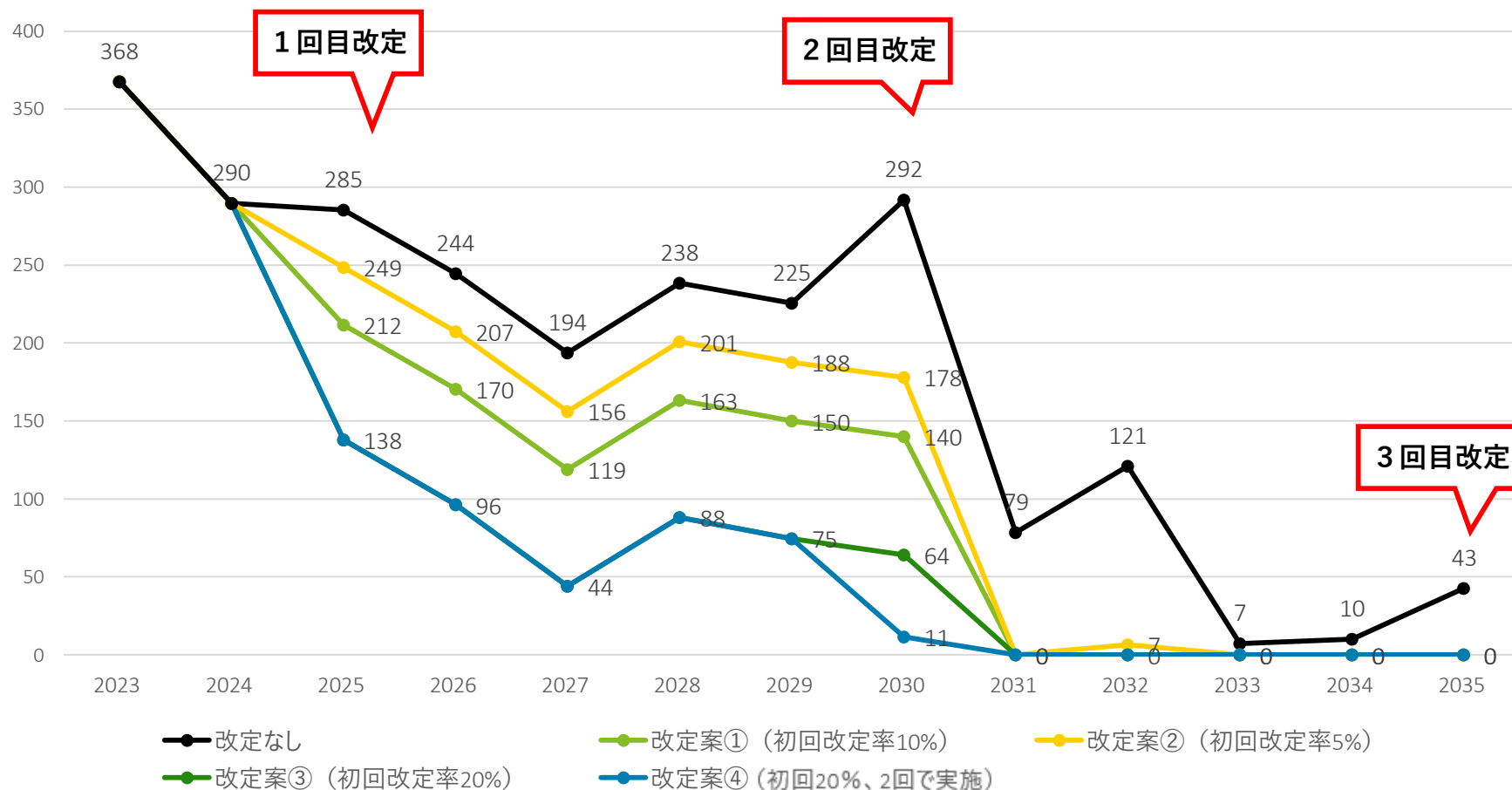


繰入金について

一般会計から出資金として繰り入れている4条出資金（基準外繰入金）については、どの改定案であっても令和15(2033)年度以降は0円となります

繰入金（4条出資金）の推移

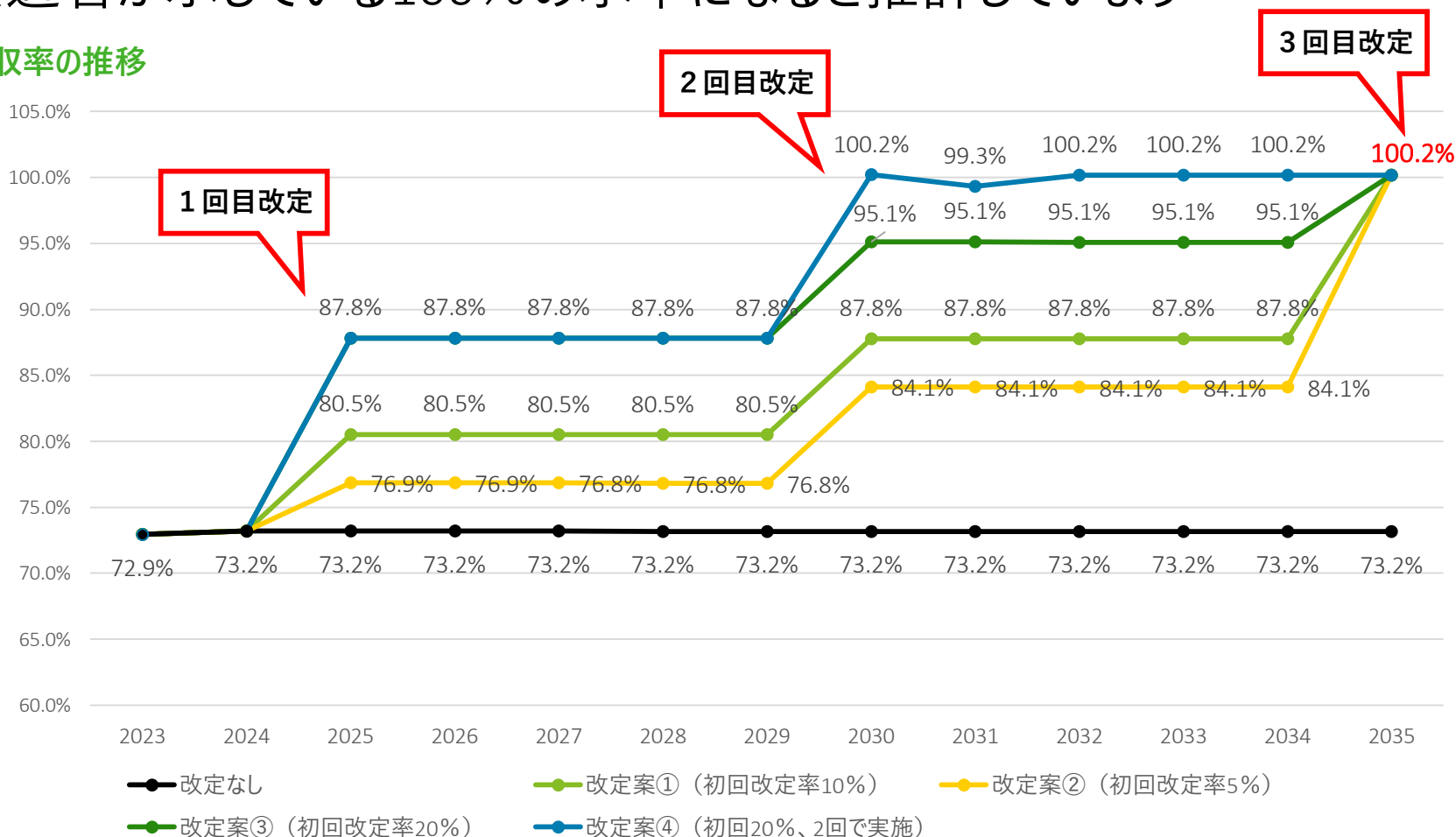
（単位：百万円）



経費回収率について

経費回収率については、使用料を改定した場合、令和17(2035)年度に国土交通省が示している100%の水準になると推計しています

経費回収率の推移

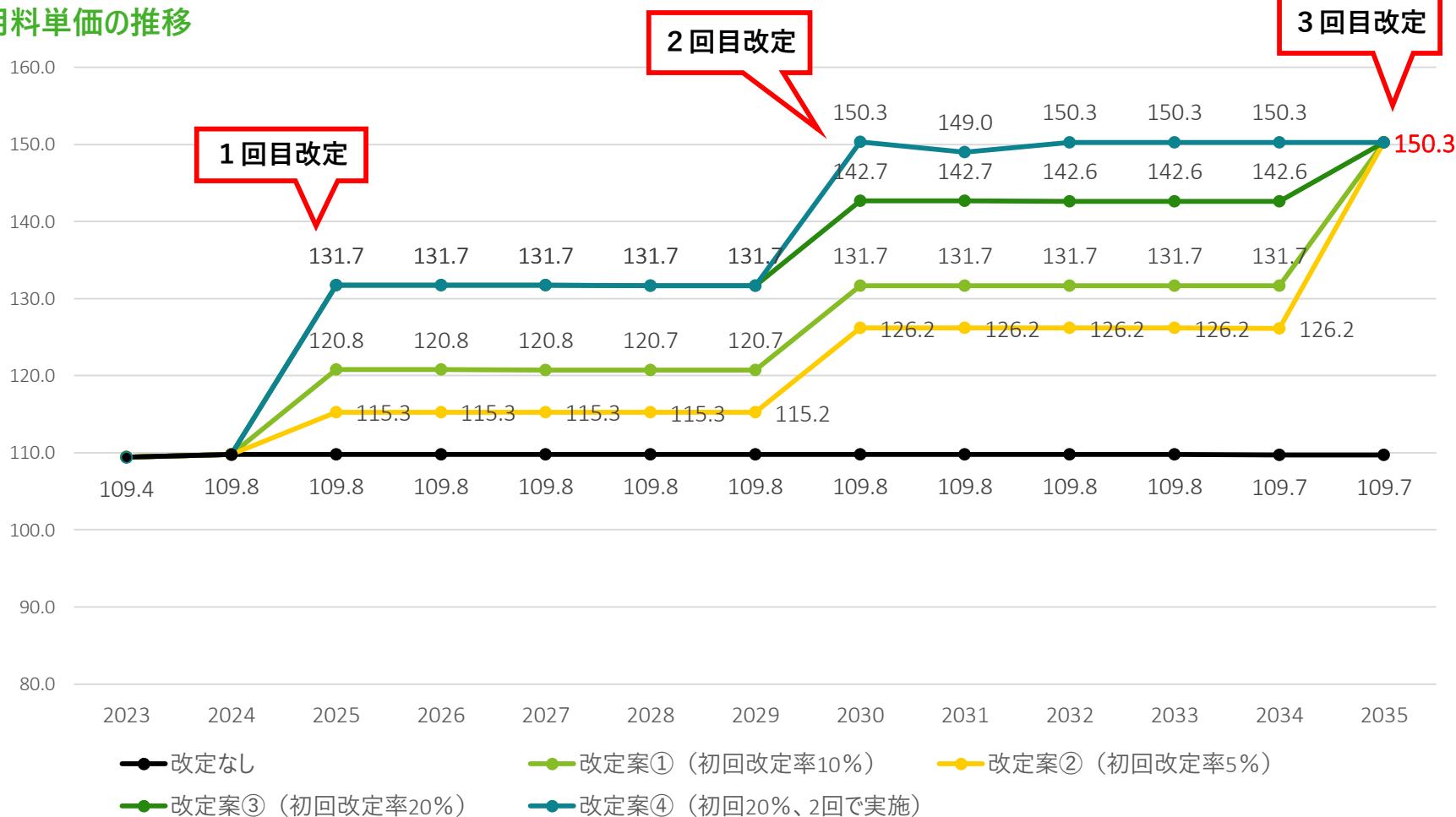


使用料単価について

使用料単価については、使用料を改定した場合、令和17(2035)年度に国土交通省が示している150円/m³の水準になると推計しています

(単位：円/m³)

使用料単価の推移



現在の下水道使用料体系

現在の下水道の使用料体系の最後の改定（消費税以外）は平成15年度で、20年近く改定がなされていません

金額は2か月分、消費税別

★下水道等使用料（2か月分）

基本料金	金額	+	超過料金	排水量	金額
	1,800 円				20 m ³ を超え60 m ³ まで
60 m ³ を超え100 m ³ まで		100円/m ³			
100 m ³ を超え200 m ³ まで		120円/m ³			
200 m ³ を超え600 m ³ まで		140円/m ³			
600 m ³ を超えるもの		170円/m ³			

用語解説

用語名		説明
あ	汚水処理費	汚水処理費は汚水処理に要する維持管理費や企業債の支払利息などの費用です。
	汚水処理原価	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理原価。 下水道の年間汚水処理費を下水道の年間総有収水量で除したものです。
か	基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないものをいいます。
	繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（税金）を意味し、総務省の定める基準に基づくかによって、基準内繰入金と基準外繰入金に区別されます。一般会計側からみたときは、「繰出金」といいます。
	経費回収率	使用料収入により汚水処理費を賄えているかを判断する指標になり、算出式は次のとおりです。 使用料収入 / 汚水処理費（基準内繰入金などの公費負担分を除く費用） × 100（%）
	建設改良費	地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を安定的に維持するために要する諸施設の整備、拡充等に要する費用をいいます。
	公共	公共下水道の略であり、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。

用語名		説明
か	コミプラ	コミュニティ・プラントの略であり、住宅団地などで、し尿と生活雑排水を処理するため、厚生労働省所管の「地域し尿処理施設整備事業」により設置されるものをいいます。明知上処理区・南台処理区がこれに該当します。
さ	社会資本整備総合交付金	地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とした国土交通省所管の交付金です。
	使用料単価	有収水量 1 m ³ あたりの使用料収入。 下水道の年間総使用料収入を下水道の年間総有収水量で除したものです。
	人口ビジョン 「第2期みよし市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン」	みよし市が2021年3月に公表した、人口の将来展望を示し、第2期まち・ひと・しごと創生に向けた効果的な施策を策定するための目指すべき方向性を示したものをです。
な	農業集落排水（農集）	農業用水の水質保全のために整備する下水道で、農林水産省所管の「農村総合整備事業」により設置されるもので、原則として農業振興地域を対象としています。明知処理区・打越処理区・新田根浦処理区・福谷処理区・筋生処理区・福田処理区がこれに該当します。
は	（下水道の）普及率	行政区域のうち、下水道を利用できる地域の人口を表す指標となり、算出式は次のとおりです。 $\text{下水道処理区域内人口} / \text{行政区域内人口} \times 100 (\%)$
や	有収水量	下水道で処理した水量のうち、使用料徴収の対象となった水量のことをいいます。